

入札執行担当課 財政課

〔税抜〕 (事後公表)

上記金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が会計法規上の申込みに係る価格である。